

令和3年度(2021年度)世田谷区第二次男女共同参画プラン 取組み状況報告書(概要版)

令和4年9月 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

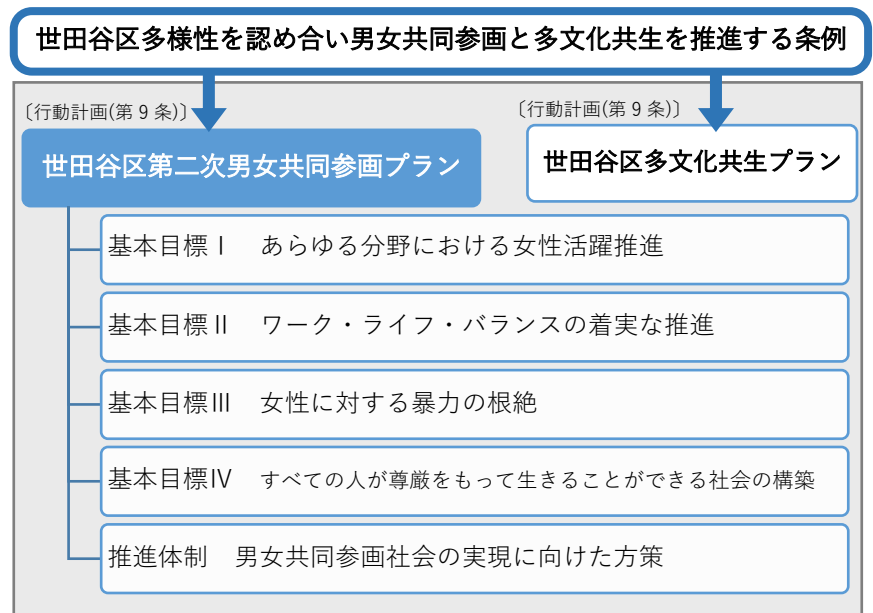
「世田谷区第二次男女共同参画プラン」について (p.4)

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」(以下、「プラン」という。)は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(以下、「条例」という。)第9条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

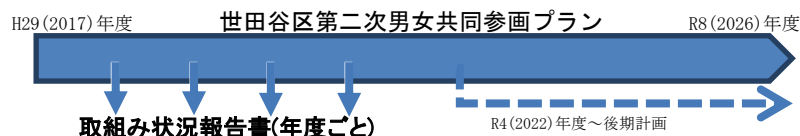
プランの体系 (p.4)

プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を推進体制として位置づけています。



プランの進行管理と取組み状況報告について (p.5)

施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行い、その取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 (p.8)

【数値目標】 (p.8)

	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
1 ※1	区の審議会等の 女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和3年度 4月1日現在 34.7%	令和4年度 4月1日現在 34.6%	35%以上
2 ※1	庁内の管理監督的立場の 女性の占める割合	平成28年度 34.2%	令和2年度 4月1日現在 38.1%	令和3年度 4月1日現在 38.4%	37%
3 ※2	固定的な性別役割分担 意識の解消が必要だと 考える人の割合	平成26年度 73.3%	(参考数値) 令和3年度 83.1%	(参考数値) 令和4年度 85.3%	85%

【実施内容の評価と今後の取組み】 (p.9)

- より多くの主体に、ジェンダーを理解し、それをどう受け止め、どのように行動していくかを考えるきっかけとなるよう、「らぷらす」で実施する各種事業の質の向上に引き続き努めるとともに、様々な主体が普段の生活・活動に近い場において、事業に参加できるよう積極的にアウトリーチに取り組んでいく。
- 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定をはじめ、ポジティブ・アクションにつながる働きかけを区内事業者に対し実施できるよう検討を進める。
- 「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用対象者を中学生までの保護者などに拡大し、新規利用登録者の増加につながった。「ワークスペースひろば型」は多様な働き方へのニーズに応えた預かり場所を確保できており、引き続き利用者アンケートの実施等を行い、より利用者の視点に立った事業をめざす。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 (p.10)

【数値目標】 (p.10)

	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
4 ※3	区内事業所における ポジティブ・アクション の認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5 ※4	仕事と家庭生活を ともに優先している 人の割合	平成26年度 24.1%	(参考数値) 平成30年度 27.6%	令和元年度 24.4%	35%
6 ※1	町会・自治会長に おける女性の割合	平成28年度 8.6%	令和3年度 4月1日現在 16.0%	令和4年度 4月1日現在 15.0%	20%

【実施内容の評価と今後の取組み】 (p.11)

- ワーク・ライフ・バランスの効果的な普及・啓発に向けて、庁内各所管が実施するワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた事業をとりまとめ、区民向けに周知する。また、多数の区民が参加するイベントに出店し、ワーク・ライフ・バランスの趣旨や、両立に向けた支援事業の紹介等を行う。
- 妊娠期面接は、土曜日面接を実施できず平日開催のみとなったが、平日でもパートナー（父親）と一緒に来所する方が多かった。引き続き、妊娠期面接や両親学級の講話等を通じて、男女がともに協力して子育てするイメージを伝えていく。
- 災害発生時に、女性の視点に立った対応が実効的に機能するよう、引き続き危機管理部と連携していく。

【数値目標】欄の実績数値の出典：※1 庁内調査(毎年) ※2 区民意識調査(毎年)

※3 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年ごと) ※4 男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年ごと)

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶 (p.12)

【数値目標】 (p.12)

	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
7 ※2	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	(参考数値) 令和3年度 27.1%	(参考数値) 令和4年度 29.5%	60%
8 ※2	「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	(参考数値) 令和3年度 67.4%	(参考数値) 令和4年度 67.9%	80%
9 ※1	デートDV防止の 出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	令和2年度 中学校：6校 高等学校：0校	令和3年度 中学校：4校 高等学校：4校	中学校：10校 高等学校：10校

【実施内容の評価と今後の取組み】 (p.13)

- 複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施するとともに、相談拡充や、シェルター・ステップハウス、男性や性的マイノリティのDV被害者への対応等についての検討も引き続き進めていく。
- 世田谷区では、すでに「地域で暮らし続ける」という選択をした被害者が比較的多いという特徴が見られ、DV被害者とその子どもへの精神的なサポートと生活を維持するためのソーシャルワーク、加害者対応に関しては警察との連携、法的な対応などの包括的な支援が今後も重要となる。
- 65歳以上の高齢者が、地方から世田谷在住の子どもの近くに避難してきているケースが複数あり、今後、同様のケースは増えることが想定される。避難当初は元気でも、数年が経過して高齢者施策での支援が必要になったときには高齢福祉部に、心身の不調については保健師などに、適切につなげていくことは、区民の生活全般にかかわる区としての重要な視点となる。

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築 (p.14)

【数値目標】 (p.14)

	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
10 ※1	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和2年度 子宮がん 25.7% 乳がん 23.7%	令和3年度 子宮がん 29.5% 乳がん 25.5% ※令和4年6月 時点の暫定値	現状以上
11 ※1	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和2年度 7回	令和3年度 6回	現状以上
12 ※2	「性的マイノリティ」という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	(参考数値) 令和3年度 80.3%	(参考数値) 令和4年度 80.0%	90%以上

【実施内容の評価と今後の取組み】 (p.15)

- 講座等については、オンラインによる動画配信や、開催へ切り替えるなど、感染状況に応じて柔軟に対応できた。今後も、感染対策との両立を図りながら、事業を実施していく。
- ひとり親に対する各種支援事業は、今後も事業の周知の強化、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な世帯の利用につなげていく。
- 区立中学校では、人権教育推進校による性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開が継続され、区立小・中学校全校で同水準の授業が行えるようになっている。区の事業における性的マイノリティへの配慮等も、今後も継続して進めていく。

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策 (p.16)

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化 (p.16)

- 「女性のための悩みごと・DV相談」などの相談事業については、コロナ禍で多様化・深刻化する相談ニーズに対し、相談者の抱える課題の「気づき」を促し、必要な専門支援機関や地域団体へ適切に「つなぎ」、実社会の中で実践・活用していくための「動機付け」をより意識的に行った。居場所事業や講座、情報収集・提供を有機的に活用することで「伴走」し続け、自ら望む生き方や活動の選択を「エンパワーメント」することができるよう努めた。令和2年度に拡大した相談時間を維持しつつ、相談時間帯を整理し、平日は同じ時間帯に設定することにより、利便性の向上を図った。また、LINEによる相談受付に向けた準備を進め、令和4年5月17日から開始した。
- 「地域にひらかれたらぶらす」づくりの一環として、らぶらすの所蔵資料を青少年交流センターや子育てステーション(おでかけひろば)等に展示する「出張図書館」事業を開始し、情報事業のアウトリーチ展開を行った。区民・団体・事業者の協力を得ながらアウトリーチでの事業展開を図っていく。

方策2 区職員の男女共同参画推進 (p.16)

- 職員の男女共同参画に関する意識調査を実施し、調査結果は「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」策定の参考資料とした。
- 令和4年度以降は、ジェンダー主流化に向けて、庁内メールマガジン「にじいろ通信」を年4回発行するなど新たな試みを実施しながら、引き続き、取り組みを進めていく。

方策3 推進体制の整備・強化 (p.17)

- 男女共同参画推進・多文化共生推進審議会は、「(仮称)第二次男女共同参画プラン調整計画」策定にあたっての考え方について、区長へ答申した。
- 男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会については、相談の流れの可視化や標準処理期間などについて検討し、方向性をまとめた。令和3年度の苦情申立てはなかった。
- パートナーシップ宣誓制度の導入を検討する自治体を支援するとともに、令和3年5月には都内の導入済12区市による「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成した。

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見 (8月2日開催)(p.18)

- ・ 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合が上昇しているのは良い傾向だが、係長級に比べ管理職(部長・課長級)の比率が低い。女性管理職の希望者が少ない理由を分析し、希望者が増えるような努力を積み重ね、後期計画及び特定事業主行動計画の目標である女性管理職30%の達成を目指してほしい。
- ・ 区民も事業者も、男女共同参画推進への意識は高まってきているが、中小事業所等、実践するのは困難なケースが多い。現状や実態を踏まえたうえで、事業者への啓発に努めてほしい。
- ・ 女性に対する暴力としてDVが中心に取り上げられているが、性暴力も大きな問題となっている。令和3年6月に開設した犯罪被害者等相談窓口とともに取り組みを進めてほしい。
- ・ 性的マイノリティ支援について、同性パートナーも対象とする事業が増えていることは評価できる。他の所管課、特に福祉部局との連携を強化し、LGBTQの方が抱える生きづらさや困難への支援がより充実されることを期待する。また、行政サービスを利用するときにハラスメントを受けることないように、区のサービスを安全に受けられるように、庁内における性的マイノリティの理解促進を進めてほしい。